

## 後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごと見直されます。平成28・29年度の保険料率は、平成26・27年度と比べ医療費などの増加が見込まれることから、長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改正することになりました。

	改 正 後	改 正 前
均 等 割 額	40,907円	40,347円
所 得 割 率	8.30%	8.10%
限 度 額	570,000円	570,000円

※所得が少ない方の保険料の軽減は継続されます。

この改正は、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するためのものです。  
みなさまのご理解とご協力をお願いします。

### 個人番号欄にマイナンバーを記入してください

- 平成28年1月から番号制度が始まりました。個人番号欄がある申請書・届出書等に、マイナンバーを記入してください。
- ご自身のマイナンバーは「通知カード」や「個人番号カード」で確認してご記入ください。  
※保険証には記載されていません。

#### —お問い合わせ—

長野県後期高齢者医療広域連合 電話026-229-5320  
〒380-0935 長野市大字中御所79-5 NOSAⅠ長野会館2階  
または、下條村役場福祉課(いきいきらんど) 電話 27-1231

## 「第十回 戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金」の確認をお願いします

戦後70年の節目が経過し、昨年4月より請求受付開始されました「第十回特別弔慰金」の確認についてお知らせします。

この弔慰金の支給対象者は戦没者等の死亡時のご遺族(生まれていた方)で、平成27年4月1日にご存命の方のうち、ご遺族お一人となります。

下條村では、支給対象に該当にされると思われる方へは、遺族会名簿や前回請求者リスト等から、既にご案内していますが、該当者の死亡や転入・転出によりご案内が不完全なこともあります。そこで、ご家族・ご親族で戦没者がいらっしゃる方々で請求されていない場合、今一度確認をお願いし請求漏れのないようお願いします。

請求期限は平成30年4月2日までですが、お早めにご対応をお願いします。

請求権があるか不明の場合も、お気軽にお問い合わせください。

## 新たに「マイナンバー総合フリーダイヤル」を開設しました

**0120-95-0178 (無料)**

- 「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。
- 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
- 既存のナビダイヤルも継続して設置しております。こちらの音声案内でもフリーダイヤルを紹介しています。

・平日 9:30~22:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始12月29日~1月3日を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合(有料)

- ・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること 0120-0178-27

(英語以外の言語については、平日 9:30~20:00までの対応となります。)



マイナンバー  
キャラクター  
マイナちゃん

平成二十八年度の自動車税・軽自動車税の納期限は五月三十一日です。自動車税・軽自動車税は、毎年四月一日現在自動車等を所有されている方に課税されます。お手元に届けられます納税通知書により、お近くの金融機関等で納付してください。

納められた時の領収書には「納税証明書」がついており、車検の際に必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

また、軽自動車税の口座振替を利用している方は五月二十五日(水)に指定の金融機関より口座振替をさせていただきます。口座振替の方で納税が確認できた方の「納税証明書」は六月の文書発送にてお送りします。

なお現在、納付書により現金で納付されている皆さまは、安全・便利な口座振替への変更もできますのでご利用ください。

お問い合わせは

◎自動車税 下伊那地方事務所

務課電話三玄一三一〇四〇五三〇四〇六

下條村役場税務係(電話二七一一三一)

自動車税・軽自動車税の  
納期限は五月三十一日まで

本村では定住促進に向けた更なる若者定住施策の一環として本年度より、下條村若者新規就職応援補助金を新設いたしました。村内において三十歳未満の新規就職者が対象となり、就職に係る支度金として十万円を補助します。対象となる方の要件は左記のとおりです。

- ①進学のため一度下條村から転出したものの、就職に伴い下條村へUターンにより定住した方。
- ②下條村に地縁のない方が、就職や転職に伴い下條村へI・Jターンにより定住した方。
- ③下條村に定住後に就職活動を行い、定職に就いた方。
- ④既に定職が確定していて、下條村に定住している方。

申請についての詳しい内容、お問い合わせは役場総務課企画財政係までご連絡ください。